

新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																	
<p>沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書</p> <p>(平成 年分) 氏名 _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">供用廃止設備の明細</td> <td>種別</td> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の名称</td> <td>②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸借年月日</td> <td>③</td> <td>・ ・ ・</td> <td>・ ・ ・</td> <td>・ ・ ・</td> </tr> <tr> <td>リース契約期間の月数</td> <td>④</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース契約期間の末日</td> <td>⑤</td> <td>・ ・ ・</td> <td>・ ・ ・</td> <td>・ ・ ・</td> </tr> <tr> <td>事業の用に供しなくなった年月日</td> <td>⑥</td> <td>・ ・ ・</td> <td>・ ・ ・</td> <td>・ ・ ・</td> </tr> <tr> <td>リース費用の総額</td> <td>⑦</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>基準リース料 (⑧×$\frac{60}{100}$)</td> <td>⑧</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース税額控除限度額 (⑨×$\frac{15}{100}$)</td> <td>⑨</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供用廃止設備の供用年における経営革新設備の基準リース料の合計額 (供用年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑩)</td> <td>⑩</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩のうち、リース特別控除の対象となる金額 (左記の取扱いに係るリース料 (供用年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑪)の金額の当該取扱いに係る金額)</td> <td>⑪</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供用廃止設備基準リース料割合 (⑩-⑪)×100)</td> <td>⑫</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>供用廃止設備のリース契約期間の残月数 (⑤-⑥)</td> <td>⑬</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>供用廃止期間割合 (⑬×100)</td> <td>⑭</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>供用年のリース税額控除実施額 (リース資産の使用状況等に関する明細書の⑬種の供用年分の金額)</td> <td>⑮</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>⑮のうち、リース特別控除の対象となる金額 (左記の取扱いに係るリース特別控除額)</td> <td>⑯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供用年のリース特別控除取戻税額 (⑮-⑯)×⑫×⑭)</td> <td>⑰</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額</td> <td>⑱</td> <td></td> <td></td> <td>⑱の計</td> </tr> <tr> <td>その年における繰越税額控除超過額の実施額 (その年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑲)</td> <td>⑲</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その年における供用年の取得に係る繰越税額控除超過額 (その年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑲種の供用年分の金額)</td> <td>⑳</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その年における前年(前年)の繰越税額控除超過額の合計額 (その年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑲種の各年分の金額の合計額)</td> <td>㉑</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑲のうち、⑲の繰越税額控除超過額(繰越税額控除)の繰上戻しに 係る金額(繰越税額控除超過額)と、⑲の繰越税額控除超過額 に係る金額との差額 (その年のリース特別控除取戻税額 に関する明細書の⑳の金額を計算した場合の差額額)</td> <td>㉒</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉒×$\frac{11}{100}$</td> <td>㉓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除超過額の実施額に 対応する金額 (㉓-㉒-㉓)</td> <td>㉔</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供用年のリース税額控除限度額 (㉔×$\frac{15}{100}$)</td> <td>㉕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供用年のリース税額控除実施額 (リース資産の使用状況等に関する明細書の⑬種の供用年分の金額)</td> <td>㉖</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑲のうち、左記の取扱いに係るリース特別控除額 (㉖×$\frac{11}{100}$)</td> <td>㉗</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その年の前年までの各年分の繰越税額控除超過額の合計額 (供用年の取得からその年の前年までの各年分のリース特別控除取戻税額に関する明細書の㉘の金額の合計額)</td> <td>㉘</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉕-㉖+㉗-㉘</td> <td>㉙</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越リース税額控除限度額 (㉕と㉙のいずれか少ない方の金額)</td> <td>㉚</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その年のリース特別控除取戻税額 (㉚×⑫×⑭)</td> <td>㉛</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その年のリース特別控除取戻税額の合計額</td> <td>㉜</td> <td></td> <td></td> <td>㉜の計</td> </tr> </table>	供用廃止設備の明細	種別	①				設備の名称	②				貸借年月日	③	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	リース契約期間の月数	④				リース契約期間の末日	⑤	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	事業の用に供しなくなった年月日	⑥	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	リース費用の総額	⑦	円	円	円	基準リース料 (⑧× $\frac{60}{100}$)	⑧				リース税額控除限度額 (⑨× $\frac{15}{100}$)	⑨				供用廃止設備の供用年における経営革新設備の基準リース料の合計額 (供用年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑩)	⑩				⑩のうち、リース特別控除の対象となる金額 (左記の取扱いに係るリース料 (供用年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑪)の金額の当該取扱いに係る金額)	⑪				供用廃止設備基準リース料割合 (⑩-⑪)×100)	⑫	%	%	%	供用廃止設備のリース契約期間の残月数 (⑤-⑥)	⑬	月	月	月	供用廃止期間割合 (⑬×100)	⑭	%	%	%	供用年のリース税額控除実施額 (リース資産の使用状況等に関する明細書の⑬種の供用年分の金額)	⑮	円	円	円	⑮のうち、リース特別控除の対象となる金額 (左記の取扱いに係るリース特別控除額)	⑯				供用年のリース特別控除取戻税額 (⑮-⑯)×⑫×⑭)	⑰				供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	⑱			⑱の計	その年における繰越税額控除超過額の実施額 (その年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑲)	⑲				その年における供用年の取得に係る繰越税額控除超過額 (その年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑲種の供用年分の金額)	⑳				その年における前年(前年)の繰越税額控除超過額の合計額 (その年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑲種の各年分の金額の合計額)	㉑				⑲のうち、⑲の繰越税額控除超過額(繰越税額控除)の繰上戻しに 係る金額(繰越税額控除超過額)と、⑲の繰越税額控除超過額 に係る金額との差額 (その年のリース特別控除取戻税額 に関する明細書の⑳の金額を計算した場合の差額額)	㉒				㉒× $\frac{11}{100}$	㉓				⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除超過額の実施額に 対応する金額 (㉓-㉒-㉓)	㉔				供用年のリース税額控除限度額 (㉔× $\frac{15}{100}$)	㉕				供用年のリース税額控除実施額 (リース資産の使用状況等に関する明細書の⑬種の供用年分の金額)	㉖				⑲のうち、左記の取扱いに係るリース特別控除額 (㉖× $\frac{11}{100}$)	㉗				その年の前年までの各年分の繰越税額控除超過額の合計額 (供用年の取得からその年の前年までの各年分のリース特別控除取戻税額に関する明細書の㉘の金額の合計額)	㉘				㉕-㉖+㉗-㉘	㉙				繰越リース税額控除限度額 (㉕と㉙のいずれか少ない方の金額)	㉚				その年のリース特別控除取戻税額 (㉚×⑫×⑭)	㉛				その年のリース特別控除取戻税額の合計額	㉜			㉜の計	<p>(新設)</p>
供用廃止設備の明細		種別	①																																																																																																																																																															
		設備の名称	②																																																																																																																																																															
		貸借年月日	③	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・																																																																																																																																																												
		リース契約期間の月数	④																																																																																																																																																															
		リース契約期間の末日	⑤	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・																																																																																																																																																												
		事業の用に供しなくなった年月日	⑥	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・																																																																																																																																																												
		リース費用の総額	⑦	円	円	円																																																																																																																																																												
		基準リース料 (⑧× $\frac{60}{100}$)	⑧																																																																																																																																																															
		リース税額控除限度額 (⑨× $\frac{15}{100}$)	⑨																																																																																																																																																															
	供用廃止設備の供用年における経営革新設備の基準リース料の合計額 (供用年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑩)	⑩																																																																																																																																																																
⑩のうち、リース特別控除の対象となる金額 (左記の取扱いに係るリース料 (供用年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑪)の金額の当該取扱いに係る金額)	⑪																																																																																																																																																																	
供用廃止設備基準リース料割合 (⑩-⑪)×100)	⑫	%	%	%																																																																																																																																																														
供用廃止設備のリース契約期間の残月数 (⑤-⑥)	⑬	月	月	月																																																																																																																																																														
供用廃止期間割合 (⑬×100)	⑭	%	%	%																																																																																																																																																														
供用年のリース税額控除実施額 (リース資産の使用状況等に関する明細書の⑬種の供用年分の金額)	⑮	円	円	円																																																																																																																																																														
⑮のうち、リース特別控除の対象となる金額 (左記の取扱いに係るリース特別控除額)	⑯																																																																																																																																																																	
供用年のリース特別控除取戻税額 (⑮-⑯)×⑫×⑭)	⑰																																																																																																																																																																	
供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	⑱			⑱の計																																																																																																																																																														
その年における繰越税額控除超過額の実施額 (その年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑲)	⑲																																																																																																																																																																	
その年における供用年の取得に係る繰越税額控除超過額 (その年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑲種の供用年分の金額)	⑳																																																																																																																																																																	
その年における前年(前年)の繰越税額控除超過額の合計額 (その年の特別控除に関する明細書の(本表)の⑲種の各年分の金額の合計額)	㉑																																																																																																																																																																	
⑲のうち、⑲の繰越税額控除超過額(繰越税額控除)の繰上戻しに 係る金額(繰越税額控除超過額)と、⑲の繰越税額控除超過額 に係る金額との差額 (その年のリース特別控除取戻税額 に関する明細書の⑳の金額を計算した場合の差額額)	㉒																																																																																																																																																																	
㉒× $\frac{11}{100}$	㉓																																																																																																																																																																	
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除超過額の実施額に 対応する金額 (㉓-㉒-㉓)	㉔																																																																																																																																																																	
供用年のリース税額控除限度額 (㉔× $\frac{15}{100}$)	㉕																																																																																																																																																																	
供用年のリース税額控除実施額 (リース資産の使用状況等に関する明細書の⑬種の供用年分の金額)	㉖																																																																																																																																																																	
⑲のうち、左記の取扱いに係るリース特別控除額 (㉖× $\frac{11}{100}$)	㉗																																																																																																																																																																	
その年の前年までの各年分の繰越税額控除超過額の合計額 (供用年の取得からその年の前年までの各年分のリース特別控除取戻税額に関する明細書の㉘の金額の合計額)	㉘																																																																																																																																																																	
㉕-㉖+㉗-㉘	㉙																																																																																																																																																																	
繰越リース税額控除限度額 (㉕と㉙のいずれか少ない方の金額)	㉚																																																																																																																																																																	
その年のリース特別控除取戻税額 (㉚×⑫×⑭)	㉛																																																																																																																																																																	
その年のリース特別控除取戻税額の合計額	㉜			㉜の計																																																																																																																																																														

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合の リース特別控除取戻税額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者で沖縄の特定中小企業者が租税特別措置法第10条の5第11項の規定による経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄及び「⑤」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「⑦」欄には、経営革新設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(3) 「①」欄、「⑩」欄、「⑫」欄から「⑬」欄及び「⑭」欄の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の経営革新設備で、既に事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(4) 「⑥」欄から「⑨」欄までの各欄は、供用廃止設備の供用年にリース特別控除の適用を受けた金額がある場合で、供用年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合に記載します。</p> <p>（注） 供用年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合には、「⑬」欄から「⑭」欄までの各欄のみに記載し、「⑩」欄から「⑫」欄までの各欄には記載しないことに留意してください。</p> <p>(5) 「⑧」欄から「⑪」欄までの各欄は、供用廃止設備の翌年以後4年内の各年（供用廃止年の前年までの各年に限ります。）に繰越税額控除限度超過額の控除を受けた金額がある場合で、当該各年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合に記載します。</p> <p>なお、この明細書は、当該各年のうち繰越税額控除限度超過額の控除を受けた年が異なるごとに用紙を改めて記載し、それぞれ対応する年分の修正申告書に添付することとなります。</p> <p>また、「⑫」欄及び「⑬」欄に記載することとなる場合には、当該欄の金額を計算するために必要な明細書も併せて修正申告書に添付してください。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5</p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>